

吉川橋周辺地区地区計画 新旧対照表

	新	旧
建築物等の整備の方針	<p>⑥ 秩序ある街並み景観の形成が図られるよう、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」を定める。</p> <p>⑦ 緑豊かな街並みを創出するとともに、震災時の防災を考慮し、「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p>	<p>⑥ 秩序ある街並み景観の形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。</p> <p>⑦ 緑豊かな街並みを創出するとともに、震災時の防災を考慮し、「かき又はさくの構造の制限」を定める。</p>
建築物等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 ・垣又はさくの構造の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の形態又は意匠の制限 ・かき又はさくの構造の制限
壁面後退区域における 工作物の設置の制限 B地区（近隣商業地域）	<p>計画図に示す道路Aの道路境界線から0.5mの線と敷地境界線との間の土地の区域のうち、当該道路の歩道面からの高さ2.5m以下の部分には、<u>垣</u>、柵、塀、門、広告物、看板、自動販売機等の交通の妨げとなる工作物を設置してはならない。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>計画図に示す道路Aの道路境界線から0.5mの線と敷地境界線との間の土地の区域のうち、当該道路の歩道面からの高さ2.5m以下の部分には、<u>かき</u>、柵、塀、門、広告物、看板、自動販売機等の交通の妨げとなる工作物を設置してはならない。</p> <p>(以下、略)</p>
垣又はさくの構造の制限	<p>道路及び隣地に面する部分の<u>垣</u>又はさくの構造は、生け垣又は透視可能な柵とする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 他の法令等に<u>垣</u>又はさくの構造について定めがあるもの</p> <p>(6) 寺院の境内及び墓地の敷地においては、高さ2.0m以下のもの</p> <p>(7) 敷地面積が1,000㎡を超える飲食店の敷地においては、高さ2.0m以下のもの</p>	<p>道路及び隣地に面する部分の<u>かき</u>又はさくの構造は、生け垣又は透視可能な柵とする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 他の法令等に<u>かき</u>又はさくの構造について定めがあるもの</p> <p>(6) 寺院の境内、墓地及び飲食店の敷地に決定時点において存する高さが2m以下のもの</p>